(一社) 日本塗料工業会 安全環境委員会

作業安全衛生ハンドブック<第2版>は、2015年12月に発行しましたが、発行より今日までに安全関係の法律やJISの改正により、内容が古くなったものがあります。これらの法改正などの内容に合わせた改訂について下記に記しますので、お持ちのハンドブックを下記のように修正して下さりますよう、お願い致します。

(1) 労働安全衛生法改正に伴う義務化(2016年6月1日施行)

- ①P36 4-6、(3) リスクアセスメントの説明文全文を、次の通りに改める。
- ・化学物質の持つ危険性や有害性を特定し、労働者への危険または健康障害の程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。労働安全衛生法で、SDS交付義務の対象物質について、事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられています。
- ②P37 5-2. ラベル表示の項目を次の通りに改める。
 - (1) 化学品の名称
 - (2) 注意喚起語
 - (3) 絵表示
 - (4) 危険有害性情報
 - (5) 注意書き
 - (6) 供給者を特定する情報

<u>(2) JIS Z 7252、7253改正に伴う見直し(2019年5月25日改正)</u>

- ①P37 5-1. GHS分類の
- ・ (1) 物理化学的危険性 (分類項目は16項目) の16項目を、17項目に改める。
- ② P 3 8 ~ 3 9 絵表示の危険有害性クラスを、次の通り改める。
- ・炎:可燃性/自然発火性ガス、エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品、 自然発火性液体・固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物、 鈍性化爆発物
- ・円上の炎:酸化性ガス、酸化性液体/固体(支燃性が削除された)
- 爆弾の爆発:変更なし
- ・腐食性:金属腐食性化学品、皮膚腐食性、眼に対する重篤な損傷性
- ガスボンベ:変更なし
- ・どくろ:変更なし
- ・感嘆符:変更なし
- 環境:水生環境有害性(急性区分1、慢性区分1~2)
- 健康有害性:呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性、 誤えん有害性

<u>(3) 労働安全衛生法改正に伴う改訂(2019年2月1日施行)</u>

- ① P8 2-2. 保護具(4)の
- ・「安全帯」を「墜落制止用器具」に改める。
- ・青枠内「必ず安全帯を」を「必ず墜落制止用器具を」に改める。
- ②P8 2-2. 保護具(4)のイラストの改訂(フルハーネス型墜落制止用器具に改める)

(4) 墜落制止用器具

高所作業や転落の恐れがある作業は、必ず 墜落制止用器具を使用すること



※高所作業とは、2m以上の高さで行なう以下の作業

- ・屋根上での作業
- ・脚立、はしご(移動はしご含む)上での作業および昇降作業
- ・荷揚げ場所などで、柵が無いまたは開放して行う作業
- ・最大径が 60cm 以上で、床面から 1m 以内の高さにある開口部付近での作業